

避難の順序

災害が発生
するおそれ
又は災害発生

まずは！
洪水・土砂災害時
指定緊急避難場所
地震時
避難場所(グラウンド・駐車場)

一定期間の避難生活が必要な場合

指定一般避難所
(学校施設等収容避難所)
指定一般避難所
(公民館・集会所等自主運営避難所)
指定福祉避難所 ※状況を踏まえて開設

避難所一覧

災害時にどの避難所が開設しているかは、町が防災行政無線などから発信する情報をご確認ください。

○：洪水または土砂災害の危険区域から外れている施設 ×：洪水または土砂災害の危険区域内に位置している施設

指定緊急避難場所

災害発生時に命を守るため、緊急的に避難するための施設であり、町が避難情報の発令を行った際に最初に開設する避難所です。

名称	住所	洪水	土砂災害
津野公民館	津野6059	○	×
彦山駅防災施設	落合805-1	○	○

名称	住所	洪水	土砂災害
中元寺公民館	中元寺2465	○	○
オークホール	庄952	○	○

避難場所(グラウンド・駐車場)

グラウンドや駐車場など、地震時に一時的に避難する場所です。

名称	住所	洪水	土砂災害
旧津野小学校(グラウンド)	津野5929	○	×
英彦山運動公園(グラウンド)	英彦山1497-1	○	○
別所駐車場	英彦山1985-1	○	○
株式会社山口油屋福太郎横駐車場	英彦山1881-12	○	○
旧落合小学校(グラウンド)	落合1113	○	○
旧英彦中学校(グラウンド)	落合984	×	×
旧中元寺小学校(グラウンド)	中元寺2164	×	○

名称	住所	洪水	土砂災害
歓遊舎ひこさん(駐車場)	野田1113-1	×	○
旧添田小学校(グラウンド)	添田1333	○	○
添田小・中学校(グラウンド)	添田1605	○	×
添田公園駐車場	添田1573	○	○
添田駅前広場(駐車場)	添田1187-3	×	○
そえだサン・スポーツランド	庄933	○	○
旧真木小学校(グラウンド)	庄2414	○	○

指定一般避難所(学校施設等収容避難所)

災害により被災した人が大多数に上る場合、一定期間の避難生活を送るための施設です。

名称	住所	洪水	土砂災害
旧津野小学校	津野5929	○	×
旧英彦山小学校	英彦山1487	○	○
旧落合小学校	落合1113	○	○
旧英彦中学校	落合984	○	○
彦山地区総合センター	落合800-1	×	○
旧中元寺小学校	中元寺2164	×	×
旧添田小学校	添田1333	○	○
町立図書館・児童館	添田1202	○	×

名称	住所	洪水	土砂災害
住民センター	添田2060-1	○	○
添田町体育館	添田1594-1	○	×
添田小・中学校	添田1605	○	○
そえだジョイ	添田1573	○	○
そえだドーム	庄942-9	○	○
隣保館	庄415	○	○
旧真木小学校	庄2414-1	○	○

指定一般避難所(公民館・集会所等自主運営避難所)

災害により被災した人が一定期間の避難生活を送るための施設です。

災害発生時は、地域により任意で開設する事もできます。

名称	住所	洪水	土砂災害
津野三区公民館	津野3548-1	○	○
津野四区公民館	津野5778-1	○	○
迫田公民館	津野7155-5	○	×
下井公民館	津野7607-1	×	×
英彦山公民館	英彦山1401	○	○
玉屋河内公民館	落合565-2	○	○
別所河内公民館	落合353-1	○	×
深倉公民館	落合2279-4	○	×
彦三公民館	落合1752	○	×
彦四公民館	落合1306-9	○	×
下落合公民館	落合4255	×	○
榊田公民館	榊田1528-1	○	○
一ノ宮公民館	榊田845-2	○	×
旧三崎公民館	中元寺844	○	○
上中元寺公民館	中元寺1570-1	×	×
蛭子堂集会所	中元寺872-2	○	○
下中元寺公民館	中元寺3430	×	○
不動団地集会所	中元寺4264	○	○
不動教育集会所	中元寺3817-2	○	○
猿渡公民館	中元寺3489-3	×	○
野田公民館	野田1623-1	○	○

※町四公民館は、現在移設工事中のため令和8年度から使用可能です。

指定福祉避難所

一般の避難所生活が困難な要配慮者(高齢者、障がいのある人など)を受け入れるための施設です。

※災害の状況や避難者の状況を踏まえて、町が開設します。

名称	住所	洪水	土砂災害
津野公民館	津野6059	○	×
彦山駅防災施設	落合805-1	○	○
中元寺公民館	中元寺2465	○	○

※特別養護老人ホーム 添寿園は、現在移設工事中のため令和7年度から使用可能です。

避難生活でのマナー・ルール

①ゴミのマナー

原則として、ゴミは各自で持ち帰ることとなっています。長期の避難生活になった場合は、ゴミの分別に協力しましょう。



②時間のマナー

避難所では夜間に消灯時間などを設けることがあります。避難生活において、休めるときにゆっくり休むことが重要になりますので、みんなで協力しましょう。



③出入りのマナー

避難所を出入りするときは、避難所担当者へお知らせください。不審者等の出入りを防ぐ効果があります。また、避難所を退去して自宅等に戻られる際も同じになります。

